

平成21年第2回甲良町議会臨時会会議録

平成21年7月14日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 議案第27号 契約の締結につき、議決を求めることについて
[呉竹地域総合センター改築工事・呉竹地域総合センター改築工事（外構工事）]
第4 議案第28号 契約の締結につき、議決を求めることについて
[甲良町地域介護福祉空間施設及び子育て支援センター建設工事]
第5 議案第29号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
第6 議案第30号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第2号）

◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	北川豊昭	12番	山田壽一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造
税務課長	小川昭雄	人権推進課長	山本一孝
保健福祉課長	大橋久和	学校教育課長	奥川喜四郎

子育て支援センター所長 山 本 晃 子

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 村 田 和久廣 書 記 宝 来 正 恵

(午前 11 時 17 分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は 12 人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成 21 年第 2 回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番 西澤議員および 10 番 藤堂与三郎議員を指名いたします。

次に、日程第 2 会期の決定について、議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 本日、平成 21 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町行政全般にわたり、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成 21 年度も第 2 四半期を迎える時期となり、本日提案の契約議決案件をはじめとして、各般の事業が計画的に遂行できるよう、鋭意取り組んでいるところであります。新総合計画策定に向けて住民の意見を伺う集落ミーティングが 7 月上旬に各集落を一巡いたしました。

また、農業の集落懇談会は、6 月末から 8 月上旬まで各集落で意見交換を開催しているところであります。

ソフト施策とハード施策が一体となって事業展開できるよう、一層の努力をしてまいる所存であります。それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 27 号、議案第 28 号は、呉竹地域総合センター改築工事および甲良町地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事について、去る 7 月 9 日に入札を執行いたしました。その契約の締結につき、議決をお願いするものであります。

議案第 29 号は、子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正

する条例で、去る6月定例議会に放課後の児童クラブに通所する児童の利用料について見直しのご意見があり、近隣町ならびに本町の事業内容を総合的に検討いたし、利用料金を一部改正するものであります。

議案第30号は、平成21年度甲良町一般会計補正予算第2号で、法人町民税の予定納税額が事業年度の確定により税額が減額されている状況にかんがみ、税の還付金が不足する事態となっています。よって、還付加算金を含め増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○山田議長 次に、日程第3 議案第27号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第27号 契約の締結につき、議決を求めることについて【呉竹地域総合センター改築工事・呉竹地域総合センター改築工事（外構工事）】。

上記の議案を提出する。

平成21年7月14日。

甲良町長。

○山田議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第27号 契約の締結につき、議決を求めることについてご説明申し上げます。

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記。

契約の目的、呉竹地域総合センター改築工事・呉竹地域総合センター改築工事（外構工事）。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、3億4,388万5,500円。

契約の相手方、住所、滋賀県彦根市小泉町78番地21。氏名、株式会社伊藤組代表取締役、奥田秀。

以上であります。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この契約議決についてお尋ねします。

入札の指名業者の選定基準、全協でも議案説明の段階でご報告をいただきましたが、改めてその選定基準についてお尋ねをするものであります。

また、今回、呉竹センターの改築工事についての予定価格、それから最低制限価格はどのような扱いになっているか。つまり、公開の部分と非公開の部分があるというように思います。以前、最低制限価格が公開をされてきました。途中から最低制限価格は非公開になりました。最低制限価格の公開をされたときに、つまり最低制限価格でくじ引きをする。こういうくじ引き入札だという批判を浴びてなくなったように思いますが、その最低制限価格が公開をされなくなった経緯をご説明を願いたいと思います。

以上、2点です。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 1点目の入札の指名業者でございますが、過去の業務実績、それから県の格付1号という基準で業者リストを挙げて調査をし、選定した結果でございます。

それから、予定価格におきましては、3億8,500万円であります。

それから、最低制限価格につきましては非公開でありますし、非公表でございます。過去の一時公開していた時期については、入札の透明性を上げるということで、法律でもそういう公開というような指示もありまして公開したことがあるんですが、その後、甲良町でもおっしゃるようにくじ引き等々が増えたこともありまして、見直しの結果、最低制限価格については非公表、非公開にしております。

以上であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 2番目の方の最低制限価格の非公開ですが、入札が終わった段階でも公表しないというのが実態でしょうか。方針でしょうか。といいますのは、ここの入札の落札比率を見ました。落札をした伊藤組が85.07、そしてそこに一番近い方で失格となった方が85.01、そして85.00というのが並んでいます。つまり、1万分の1の単位で金額が違えば落札と、それから失格が決まる。こういう状況であります。そういう点でも落札をして入札が終わった段階で最低制限価格が幾らだったかというのは公表すべきではないかというように思いますが、いかがですか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 数多くの入札をこなしておりますので、水準的には類推ができるわけですが、ずばりの金額公開は今後の入札に影響するということでご

ざいますので非公開と、入札後も公開をしないということであります。

それから、今年度、平成21年5月1日に最低制限価格の算出根拠の改正をいたしました。このことについては中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正がありましたので、これに基づいてそれぞれの算定方式に従った5月1日時点での基準に従って改定をしたということは甲良町の指名登録業者さんに通知をしてございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 最低制限価格を公表したからといって談合がなくなるという理由にもならないというように思いますが、つまり、行政と連絡を取り合うというのは、現在ではいとも簡単にできることであります。私は談合があったということで断定はしていません。しかし、限りなく行政の契約が公明正大であるかどうかという点を問われれば、そのところは首をかしげねばならないところであります。

制度改革で談合がやりにくい状況をつくるというのは行政の大事な立場であります。そういう点から見ますと、最低制限価格をかたくなに公開もしない、公表もしない。しかし、落札をしたそれぞれの金額を類推をすれば、この金額が最低制限価格になっているだろうというのは、ほぼ1万分の1の単位でわかってくる場所です。素人の私でさえも、そろばんを入れれば、電卓をはじけば出てくる問題です。その点についてもそういう入札制度の、後ほどのところ、28号とも関連をして質問する予定ですが、このことについて入札の制度改革、これをするつもり、予定はないかどうか、再度お尋ねします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 全体には入札の公正、公平さを保つことにおいてのご質問の内容、やりにくくするという表現ではありますが、それに向かって甲良町もさらに検討を進めるということでもあります。ちなみに予定価格も甲良町は公表していますが、県も年度途中で予定価格も非公表するというふうに変化が来ておりますし、国もそういう方向で検討しなさいという流れでありますので、全体をそういう方向で検討をせざるを得ないであろうという認識はしております。ただし、現時点での最低制限価格については非公開ということでございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

呉竹センターの改築工事については計画の段階、実施設計の段階、そして予算の段階でそれぞれ私の意見を述べさせていただきました。築25年の呉竹センターであります。以前予算化を求められている点でも、甲良町の財政状況から見て、その点については大規模修理の方向もあり得る、こういう方向の検討も内部であったかに思います。

さらには、各かつて同和地区と言われたところのセンターが全面的な制度改正、そして解体をする地域も生まれて、センター方式を改める、そして名実ともに同和地区であるということの状況がなくなる方向を選ぶ自治体が増えている中であります。地域の、西学区のコミュニティセンターというような位置づけで改築をするというのが1つの理由でありましたが、そういう点から見ても同和対策事業が特別な体制ではなく終結に向かう。そして、あるいは地区の住民から見れば卒業に向かう、こういうことが非常に大事であります。そのことを行政としても指導をする。これが非常に大事なところであります。そこを打ち出さずして、建物だけを改築をする。しかも、改築をすれば40年、50年、場合によっては60年、70年、維持ができるものであります。そういう点からも、今回の改築計画は大規模改修にとどめて、全面改築をする必要がないと従来私が主張してきたところを述べさせていただいて、入札の契約については限りなく私は疑いを持ちますが、28号の談合情報と絡めますと疑いが晴れないところであります。この問題については白というわけにはいきませんが、断定することもできません。そういう点で、入札の制度の公明正大な制度に向かうことを強く求めて、この契約としては反対の討論とするものであります。

○山田議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席をお願いします。

起立多数であります。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第4 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

(「議長、議事進行」の声あり)

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 議事進行について申し上げます。地方自治法117条、これはよくご存じだというように思います。

読み上げます。普通地方公共団体の議会の議長および議員は、自己もしくは祖父母、父母、配偶者、子ども、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし書きが書いています。議会の同意があったときは議会に出席し、発言することができますと。

ですから、従来から関連する議案については、この条文に基づいて退場を議長から求めるとというのが議事運営上の筋であります。検討が必要であれば暫時休憩いただいて、即時判断ができるのであれば退場を命ずる、申し渡すというのが普通であります。

以上であります。

○山田議長 ここで、暫時休憩いたします。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続きまして、開会いたします。

次に、日程第4 議案第28号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、濱野議員の退場を求めます。

(1番 濱野議員退場)

○山田議長 議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第28号 契約の締結につき、議決を求めることについて【甲良町地域介護福祉空間施設及び子育て支援センター建設工事】。

上記の議案を提出する。

平成21年7月14日。

甲良町長。

○山田議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第28号 契約の締結につき、議決を求めることについてご説明いたします。

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、契約の目的、甲良町地域介護福祉空間施設及び子育て支援センター建設工事。

2、契約方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億5,922万2,000円。

4、契約の相手方、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字在士424番地1。氏名、株式会社浜野工務店代表取締役、浜野詳子。

以上、よろしくお願いたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

北川議員。

○北川議員 議案第28号については、10日の議会運営委員会の中でも、私の方から確認の意味でお話をさせていただきました。9日の夕方のテレビで、本件の議案に対しての報道があり、そして10日の日の朝刊に、甲良町の施設入札に談合情報という記事が京都新聞に出ました。私のところはたまたま京都新聞をとっておりますので、それを目にしたというようなことございまして、特定の業者が落札することになっているという情報が寄せられたということでもあります。そのことに対して議運の中で総務主監に私も確認をいたしました。総務主監は、8日の4時過ぎに新聞社から情報があつて、町長とも協議し、県のマニュアルに従って談合の日時、場所、落札金額などが明らかでなく、調査に値しない。後日談合が発覚した場合は一方的に契約を解除する旨の誓約書もとつてあるということで、談合は一切ありませんというようなお話でございました。

先ほどの全協で野瀬主監の方から、国の通達で、6月12日付で、地域を支える建設企業、町内業者をできるだけこういう公共工事の事業に参加をさせてくれるよう、そういう旨の通達があつたというお話を伺いました。私は甲良町の商工会の会員の1人として、常にできる限りの範囲の中で地元業者をできるだけ使っていただきたい。これにはある程度の制限があります。県のランクの1号、2号、3号、そういうしぼりがありまして、何でもかんでも入札に参加ができるわけではございません。しかし、今回、この議案第28号 福祉空間施設については、県の1号業者と町内の3号業者も入札の参加の資格を得られたということは、私は門戸を広げていただいた、そういう思いをしております。

したがって、今回の入札業者9者のうち、いわゆる滋賀県のローカルゼネコンが7者で、地元業者が浜野工務店と丸山やと私は思います。だから、その中で指名競争入札の中で地元業者が落札をしてくれた。このことは甲良町

の企業の潤いにもなるし、あるいは、それに関係するいろんな業者も使っていただけということでは、甲良町にとっては大変ありがたいことでもあるというような私は判断をしております。

しかし、一番大事なのは、こうした入札の中でなぜ、ガセネタかどうか知りませんが、こういう談合があったという情報が入ったのかというのが残念でなりません。このことについて再度確認をします。談合があったのか、ないのか。総務主監。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 役場の調査の範囲では、談合はございません。

○山田議長 北川議員。

○北川議員 はっきりとそういうご答弁をいただきました。過去にも、小学校の空調設備でもそういう情報があって、その情報どおりの業者が落札をしたという経緯もございます。そのことが今回と全く類似した点ではないかなと、このような思いをしています。

一番大事なことは、こういう情報が出ることによって、甲良町の町民は、行政はどないしてるんや、議会は何のために行政を監視しているんやということで、我々も信頼を損なわれるわけです。だから、今後はそういうことのないように襟を正して、そして、行政も議会も公正、公平な形でしっかりと対処をしていかなければならない、そういう思いをしております。

したがって、私たちも行政も、甲良町の町民の付託に応えると同時に、信頼にも応えるということを常に頭に入れながら取り組んでいくことが大切であろうと、このように思いますので、つけ加えてそのことを申し述べて、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

談合情報が寄せられて、その情報が実際の落札業者と一致したということ自体が非常に重い事実で、深い疑惑となっているというように私は思います。つまり、11業者が指名をされていますので、その中から辞退と取り抜きがありますので、9業者が入札に参加をしているわけで、だけでも前日に情報があるということは、11業者のうちの1業者に特定をされるという点では非常に確率の高いものであります。そういう点では、その事実関係を何らかの形で知り得た者の情報というように理解するのが普通であります。そういうことから見ますと、幾つか質問事項を言いますので、お答え願いたいと思います。

1つは、談合のあった日時、場所の特定がないことをもって談合がないと

言えるのかということでもあります。つまり、過去に談合をされた形跡がある、ないしは、談合をしてきたように思うという発言も業者の中では幾つか聞くわけですね。そういうことから見ますと、個々に本命業者がお願いするとか、電話あるいはメールの方法があり、何ら一堂に集まって決めるということをする必要もない状況であります。そういうことから見たら、そのことが個々にされているかどうかとも検証する必要があります。このことについて見解を求めたいと思います。

2つ目は、落札額の情報がなくともって談合がないと言えるのかということでもあります。個々に予定価格の何%で表示をしたり、本命業者への実際の入札額を業者間で知らせる必要のない方法がとられる、パーセンテージのやりとりですね。可能性があるわけですね。

現に私は既にある事故で亡くなられた方の、これが談合の経過だということで資料をいただきました。積算内訳書、そして入札に参加をする業者、本命の業者がお配りをする、一般的には談合札と呼ばれているそうでもあります。会社名が書いてありまして、この下に、このとおり記入してくださいと書いてあります。工事名があります。工事業者、そして工事の内容、工事の場所、そして費用と工事の内訳が書いてあります。これが見積書です。その見積書の合計額、価格合計、工事価格AプラスB、そこに金額が書かれています。そして、その横に入札書記載価格に合致すること、こういうように書いています。その下に注1、積算内訳書の工事価格と入札書記載金額が一致しない場合や、積算内訳書の積算内容が適当でない場合は無効となります。つまり、入札を予測をした書類というように伺われます。こういう点から見ますと、こういうことを、これは県工事であったということで本人さんからいただきましたが、特定するまでに至りませんでした。実際にそういう談合札を配ったという方から情報をいただいています。

さらに、これはいろんな差しさわりがありますので写してまいりました。ここには理念というのが書かれています。そして、12の業者が実名で書かれてありまして、その総則に、1番は順番です。順番が明確に書かれています。2番目に総則であります。ローテーションをするまでは上記の金額の順番でいく。ただし、金額の少ないは言わない。そして、最後に、平成15年11月28日、全社合意に基づき作成したもの。秘密書類のため厳重に保管することという注意書きが書かれていました。これが非常にリアルさをもって談合の組織が順番時に落としていくというような申し合わせがされているんだろうというように思いますけども、このことが平成16年ですから、生きているということではないというように思いますが、落札金額の情報がなくともってそういう談合と特定できないというのは合わないというように思

いますが、見解を求めたい。これが2つ目です。

3つ目は、失格者がいることをもって競争原理が働いている証拠である。談合がなかったと本当に言えるのかというところであります。最低制限価格が設定されるということは周知されているわけですから、つまり、最低制限価格があつて、それを切ったら無効ですよというのは入札者には、入札参加業者にはわかるわけですから、この範囲で微妙さ、コンマ00、万分の1の単位を切って微妙さを表現して、談合はなかったのように装うこともできるわけです。このことも行政は見抜いていく必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、高率でないので談合でないと言えるかどうかです。これも断定できないと思いますが、見解を求めたいと思うんです。新聞、テレビで報道されています談合の摘発事件、これは確かに90%台で、限りなく100%に近い落札で、一般的、素人的に見てもすぐわかって、批判の強いものであります。そこで80%台中ほど、落札する仕組みは十分考えられます。そして、その前後で最低制限価格で設定をすることができるのではないかと思うのであります。つまり、予算額と落札額との比率は、今回どれだけになっていたのかというところであります。

もう一つ、最後は、今回の落札額と失格した額の比率を比べてみますと、岐建株式会社は83.01と少しばかり離れていますが、淀建設工業は85.01で、落札率の85.07と万分の1単位で並んでいます。これは何らかのルートで最低制限価格が誰かに伝わって、その価格の上下に微妙なラインで並べる、こういう話し合い、つまり談合をした可能性が高くなると思われるわけですが、この見解を求めたいと思います。

つまり、摘発されているような談合と同じように、官製、つまり行政のトップクラスがかかわらなければ成立しない仕組みにどれもなっているというように思います。ですから、寄せられた情報をみずからの襟を正すだけと違って、みずからがかかわりを持つことができないという点でも私は行政のトップクラスと副議長という関係で接触が全くないということ自体が、これそのものが不自然でありますので、この点、見解を求めたいと思います。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 ただいまの西澤議員の質問については、町の幹部と議会の副議長とかがあたかも談合、官製談合があつたかのような発言でありまして、すべての意見を撤回していただきたい。

○山田議長 西澤議員、憶測、そして人の名誉にかかわることについての発議はご遠慮いただきたいと思います。

○西澤議員 憶測ではありません。つまり、寄せられた談合情報が、特定の業者を指定をして、それと実際とが一致をした。ですから、そうではないとい

うことを私は5点挙げて疑問点を出しました。冷静にそうではないということをお答えいただければいいんじゃないですか。冷静さを欠いた町長の、トップクラスの私は疑いがまた広がったのかなというように思いますので。

○山田議長 ちょっと待ってください、西澤議員。挑発するような言動はやめてください。挑発していますよ、それは。挑発するような発言は撤回します。

山崎町長。

○山崎町長 我々は、全協を通してまるで調査に値しない談合情報であるということをお説明も申し上げました。談合の日時、談合の場所、談合をした業者の氏名、そして落札予定金額等ですべて、あるのは9者の、実質9者が指名した、その1者がたまたま落札業者と一致したというだけで、談合という決めつけの中での話、質問というのはおかしいと、そういうことです。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 私が、いつ決めつけをしましたですか。談合情報が寄せられている事実関係があまりにも重いですから、5点の疑問についてお答えしてほしいと言っているんです。再度、この5点についての、それであればそういう疑いがないということをおそれぞれの日時、場所、そして価格の問題、そして面識の問題等、否定を根拠的に、冷静にいただければ済むんじゃないですか。野瀬主監の答弁を求めます。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 我々は、こういう情報も、例えば通報者であります。通報者は、これは中日新聞、県警記者クラブから中日新聞を通して我々に情報をいただきました。その通報者に対する情報提供者は匿名であります。情報提供者が匿名である場合、談合に関する情報の信憑性等の判断基準というのが平成20年4月1日に出されておりますが、その中で、匿名である場合、対象、次の3点です。談合に関与した業者名が明らかであること、そして談合が行われた日時、場所および具体的な談合の方法が明らかであること、その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があるということが書かれておまして、さらに県の談合の処理のマニュアルに合わせながら我々は調査に値しないということで入札執行を粛々として行ったわけでございますので、これ以上申し上げることはございません。

○山田議長 今の質問の答えを、町長の答えに対しての質問ですか。

西澤議員。

○西澤議員 5点、私が質問をしている点について精査をした内容を、調査するに値しないというだけなんではないでしょうか。つまり、県のマニュアルは最低限度のモラルを基準として示したものであります。そういう点でも、日時、場所、金額、それから落札金額がわからないというだけで調査に値しないとい

うのは、私、合わないということを見解として言っていますので、その点についての町の意見を求めているわけです。

○山田議長 山崎町長。

○山崎町長 我々は、談合情報が寄せられたことの経緯を、その時点でも一定の調査、そしてマニュアル等に基づきながら処理をしておりますので、その説明を申し上げました。ただ、談合ありきというような話の質問には答えられないということではありますが、数字的なものにつきましては主監の方から説明させます。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 お答えします。

1点目の、談合の特定であります。町長が申し上げましたとおり、特定ができないという判断基準でございます。

それから、具体的内容をおっしゃいました2番の落札価格、それから4番の低率であるのか、高率であるのかという問題、それから5点目の内容であります。落札率という問題であります。落札率は後ほど申し上げますが、2番、4番については、行政といたしまして嚴重に注意を払って入札に臨んでおりますので、具体の西澤さんの内容については、行政としては知り得る情報ではありません。

それから、失格者の問題であります。入札書の内容であります。積算内訳書についても提出を求めていますので、積算内訳書は自社の責任ある見積もりでありますし、それが入札書金額と一致をすることで入札をやっておりますので、そういう責任見積もりということで行政は判断しております。

それから、最低制限の率については、先ほど申し上げました5月1日の業者通知の、21年5月1日からの最低制限価格基準を明らかにしているところでもありますので、それに基づいて執行しております。

以上です。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

先ほどから談合情報でいろいろありますけれども、私も業者ですので、先ほど全協でも言いましたように、談合というのは高い値段で初めて目的が達するわけです。このように、先ほど質問したように85%、行政は積算基準

が、積算基準があったら必ず最低基準を、もう一つ最低制限価格を、そのことを設けなければ品質管理、底値がなかったらとことんまでやった業者は、1円で間違えて買ってもやらんならん。だから、そういうことを防止するためにも最低制限価格を設けているわけです。だから、最低制限価格があるということは、業者はその最低制限価格、県の工事でも我々業者は県の誰々が落として、今、甲良町は公表していませんけども、県も公表していません。それでも我々は積算基準の85%、80%、そういうことをいろいろ研究して、この辺なら落ちるのと違うかなというもとで入札するんです。その中では、やはり1,000円で負けたり、落札したり、しなかったりすることもあるんです。

だから、今のこの下之郷のセンターの問題で、先ほど私が質問したように、この85%という金額は、私はこの資料提供を求めたわけです、行政に。そしたら、それは明らかに業者が一生懸命見積もりして、この辺だろうということでやっているわけです。本来の談合の目的というのは、こんな85%で低いところで談合することはありません。目的値は高いところで設定して、それを予算いっぱい獲得するために談合するんです、やるのならば。こんなことで談合する。先ほど言いましたように、この公共工事が少ないときに談合して、譲った業者は次見返りもないのに乗ってくるやつは誰もいません。談合というのなら、はっきりと根拠を出して、この中の業者が、先ほど町長が言ったように、県のマニュアルに従って調査して、ないと言っているんですから、これ以上議員が質問するのは、もっとしっかりした根拠を持ってやらないとだめやと思います。だから、私は今回の入札は、町がマニュアルに従って適正に処分している。だから、これは賛成討論とします。談合のことは事実ではないと私は思っています。

○山田議長 ほかには討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

今現在、建設業だけではなくて、経済界の中で大変な不況であります。そういう中で、業者が倒産の憂き目に遭う。そして、仕事が欲しい。こういう状況であります。私は、建設業の発注の大前提として協同組合をつくらせるとか、そして、時間をかけて必要な福祉の事業、そういうのを多くの業者が参加をする方法でこの建設業を発注する。こういう方策もないままに、今回突然あらわれた談合情報であり、そして、去年出てきた福祉空間の計画であります。

そういう点から、町民と議会と、十分に論議をする中で施設を建設する場合でも、地元の業者が気持ちよく仕事を分け合って仕事をする、工事をする。

こういう方策と関連させてぜひしていただきたいというように思っています。そういうことをしないままなのが、今回談合情報として報道され、流されてきた1つの根拠になっているというように思うんです。

しかし、指名業者11業者のある中で、先ほども言いましたように、特定ができたこと自体、非常に重い事実として行政は受けとめて当たる必要があるというように私は思うんです。

次に、町側の言い分には、私は十分な精査をして、一つ一つ論拠をつくったのかといえば、そうではないというように思うんです。それは、業者が談合を否定した。つまり、集まった業者で談合していませんか。していますと言う業者はありませんよ。こういう点でも、誰が見てもおかしい検査をして、それで通過をしたから談合はないと断定できるということ自体が、私はおかしいと思います。

それから、談合の日時、場所の特定がないことについても近代的な連絡方法ができてる中で、また、談合のやり方はさまざまなやり方でできるわけです。そういうことも十分視野に置いてないのかどうかという点で行政は検査を、調査をし、そして大事な税金を使うわけですから、精査をする義務が、私はあるというように思います。

そういう点で、今回の情報についての町の対応は、まさに談合がないと断定しているじゃないですか。私は、談合があると断定しているわけではありません。寄せられた情報が非常に重いという受けとめ方をして、疑惑は晴れないというように言っているわけです。疑惑が完全に解消されたわけではないというふうに私は今の町長の答弁、そして野瀬主監の答弁を通じて、改めて思います。

そして最後に、談合が起きにくい民主的な入札のルールがぜひ必要だというように思うんですが、地方自治法の234条で契約の方法を定めています。そこに指名競争入札は、地方自治法の施行令167条で、2つの理由で特定をしています。つまり、この2つの理由以外は一般競争入札を前提していると理解できます。

そして、さらに、同じく167条の4では、誰でも参加できることだけではなくて、法によって一般競争入札については厳正に資格の枠が決められています。そして、粗悪な工事をした場合の処罰などを定めています。つまり、法による管理が行き渡るように一般競争入札は制度化されています。そういう点でも以前から私、言いましたように、地元の業者をはぐくむというのであれば、地元の業者が入札に参加できるという限定つき、条件つき、一般競争入札をして地元の業者が多く参加できるという方法をなぜとらなかったのか。しかも、地方ゼネコンと言われるところを入れて、町の業者は2業者で

あります。そういう点でも参加の枠を広げたとはとても理解ができないということ指摘しなければなりません。

そして、最後に、町民の常識と良識を代表する議会がこういう情報を受けて、つまり、ひやかしたとか、そして嫌がらせだというように一方的に見るのではなく、また、黒と断定してかかるわけではありません。しかし、大事な町民の税金をどのように有効に、公正に使うかというところで議会は審議をして、そして調査をする。こういう義務が議会議員が選ばれた付託から見れば課せられていると思います。そのことを、役割を果たす必要があることを指摘をして、今回の契約は疑惑が晴れたようには決して思えないことを表明をしまして、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番。

今、皆さんは、談合、談合と談合の方ばかりに目を行かれているようでございますが、この甲良地域、甲良町地域介護福祉空間及び子育て支援センター建設工事、これは私が3月議会、また6月議会で推進してきた事業でございます。一議員ではございますが、すぐに箱物といって目くじら立てる議員さんも中にはあろうかと思いますが、まさしくこれは箱物であって血の通った建設工事でございます。この福祉空間及び子育て支援センターの建設を待ち望んでおられる方々、今か今かと待っておられる事業でございます。私も6月議会で町長に促しましたように、早く建設を進めてほしいと要望した1人でございます。目先が変わった議論に、もちろん談合情報、大切な議論ではございますが、まず一番に考えなければならないのは、待ち望んでいるご老人方、青少年がおるということを忘れてはならないと思っております。

よって、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第28号は可決されました。

濱野議員の入場を認めます。

(1番 濱野議員入場)

○山田議長 次に、日程第5 議案第29号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第29号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年7月14日。

甲良町長。

○山田議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○川並教育次長 議案第29号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。

甲良町子どもの家の設置および管理に管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第7条第1項中「6,000円」を「5,000円」に、「7,000円」を「6,000円」に、「8,000円」を「7,000円」に改め、「9,000円」を「8,000円」に改めるものでございます。

付則としまして、施行期日は、この条例は平成21年9月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点、お尋ねをいたします。

1つは、先ほどの全協でも説明がありました、年度途中での検討ということで、夏休みの期間中の利用金額の軽減が盛り込まれませんでした。夏休みはこの17日から始まる、最終でしたですか、金曜日で、その次から夏休みが始まります。年度の途中だからこそ夏休みの金額も対象として軽減のところに入れてほしいというのが私、願いだというように思いますが、これの付則のところで、実施が9月1日からですから適用をされませんし、それから、夏休みの利用料が対象になっていません。これの再度の、早急の検討が必要かなというように思いますので、その見解を求めたいというように思います。

もう一つは、利用料のさらなる軽減であります。他市町と比べてもまだまだ利用料、利用者の人数が増えない1つの理由になっています。そういう点でも、今の厳しい状況の中で年度途中の検討、そして本格的な次年度の根本

的な検討ということですので、引き下げの方向をぜひ検討いただいて、早急に結論を出していただきたいと思いますが、その2点、ご見解をお願いいたします。

○山田議長 藤原教育長。

○藤原教育長 全協でもご説明申し上げましたとおり、本来ならもう少しというような思いも、気持ちはあるわけですが、補正という範疇でございまして、その予算上の問題というようなものもございましたので、とりあえず、お母さん方、お父さん方、頑張っていたいでいる子育て支援に対してということで、皆さんに行き渡るということで、9月以降各学年1,000円ずつというような形をとらせていただきました。決してそれで完成したというような思いは持っておりません。そのこと、まだまだ沢山の課題がありますので、そのことは新しい年度に向けてこれから検討し、そして今、ご質問の内容なども含めながら新年度からは取り組みを進められたらというような思いであります。

それで、もう1点、お願いしたいんですが、私たちは他町との比較によって云々ということ、私たちもそういうような見方をするんですが、私たちは甲良の子どもを育てるという視点でかなりの負担をしております。他の町村と比べれば申しわけないんですが、1人当たりの単価にしますと2倍以上の負担をさせていただいています。それが云々というんじゃなくて、これは甲良の子どもを育てるという意味で必要だというような、そういうような認識で今後も考えて、この取り組みを新年度以降もより充実していけばと。今お聞きした内容も含めてそういったことができるといような思いで現在しております。よろしく申し上げます。

○山田議長 そのほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

私は、この案件については賛成討論をしたいんですが、今、教育長がいみじくも最後につけ加えましたように、保護者にすれば安ければ安いほどいいというのは当たり前のお話なんですけれども、他町と比べて充実した支援内容をされているというのは、私も以前からすばらしい内容の放課後の保育だなというふうに感じておりました。

まず、1,000円下げることによって、保護者がそれほど私は負担軽減になったとは思っておりませんが、1,000円下げることによって、

支援内容なり、施設の預かり等の内容が低下しないように、その1点は十分に注意をして、お金の方ばかりに気が向いておりますけれども、しっかりと預かっていくというのは行政の責任ですので、その点、しっかりと充実した設備なり、人員でもって預かっていただけたらというふうな思いを述べて賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回の議案は、民政の安定に1つ、一步寄与する。家計が1カ月1,000円という単位でありますけれども、年間にすれば10カ月ほどになるんですかね。そういう点では、国の定額給付金よりも恒常的に支援をする内容になるというように思います。

そして、ぜひとも先ほど教育長が言われました内容の充実には、やっぱりマンパワー、つまり職員の待遇の問題があります。そして、職員同士が協議をして、いい保育内容ができるという点でも待遇をきちっと保障するというのを、利用料が下がることで粗末にならないということを求めたいというように思います。

そして、根本的な次年度、そして夏休みの利用料も含めて検討をいただきますことを求めて賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第6 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第30号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成21年7月14日。

甲良町長。

○山田議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第30号についてご説明を申し上げます。

表紙をお開きいただきまして、今回の補正につきましては、1,743万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,659万3,000円にお願いするものでございます。

その内容につきましては、1ページをご覧いただきたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。18款 繰越金、補正額1,743万6,000円の増額。歳入合計といたしまして、補正前予算額38億5,915万7,000円に、補正額1,743万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を38億7,659万3,000円にお願いするものでございます。

続いて、2ページでございます。

歳出、2款 総務費、補正額1,743万6,000円でございます。歳出合計は歳入合計と同じでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

北川議員。

○北川議員 11番。

先ほど全協でも、このいわゆる過誤納という表現ももうひとつわかりにくいんですけども、予定納税についていろいろと質問もございました。この1,700万のいわゆる予定納税分をお返しするというのは、企業としては何社。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 主に1社ということでございますけども、今後の分を含めまして若干の余裕を持った計上をさせていただいています。

○山田議長 北川議員。

○北川議員 もう一つ、いわゆる還付加算金というのは、予定納税に対する利息を払うという、そういう意味やと思うんですけども、普通税金を納める場合、例えば町税なり、県民税なり、いろんな前納報奨金がありますね。前納報奨金は1,000分の5やったっけ、それに比べると、このお返しする分についての加算金はどのぐらいになっているんですか。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 還付加算金の率は4.5%です。

○山田議長 北川議員。

○北川議員 私がこれで単純に割ったら、2.5%になっている。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 この還付加算金については、前年の11月30日に翌年の、暦年で1月1日から12月31日までに、今年については何%と利率を決められます。一応公定歩合プラス4%ということになっていまして、今年の21年の1月から12月までについては4.5%ということの適用になっています。

○山田議長 北川議員。

○北川議員 ということは、前納の場合は1,000分の5やけども、返す場合は1,000分の45ということやな。そういうふうになるね。10倍ぐらいになるわけね、前納報酬に比べたら、お返しする場合は。これはみんな統一されているわけですか。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 還付加算金については統一で、前納報奨金については、それぞれ市町の条例で率が違いますので、そのようになっています。還付加算金については統一で4.5%です。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

先ほど北川議員の質問に回答、主に1社というように言われていましたが、私は、質問は主にを聞いているのではなくて、還付する企業の件数ですね。大きな金額が1社だけだろうというように思いますが、含めて還付の対象になる企業数、報告を願いたいと思います。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 済みません。法人の場合はそれぞれ、以前にも出てきましたけれども、事業年度がそれぞれ違います。甲良町の場合については3月決算期が40社で一番多くて、あとはもろもろ好き好きになっていますので、一概に何社ということとは言えないんですけれども、今回は、前年度決算に基づいて昨年の12月に予定納税していただいて、決算で確定しましたので、1社が主ということなんですけれども、近々6月決算のPOもあるんですけれども、一応前年度を見ていますと、そこそこの法人割をいただいていますので、また何社かは還付になるかもしれないということで、でも、業績は何とも言えませんので、今のところ何社ということとはちょっと、明確なお答えはできませんけれども。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 非常にわかりにくい答弁だったのですが、回り持って言っていたきましたが、つまりここに1,700万という数値が書かれています。こ

れの根拠を何社ですかと聞いていますので、1社は多いですけども、例えば15社とか十何社、そして、それは6月の確定の通知が来れば何社の確定数字が報告できるというように言っていただければわかりますし、今現在ではわからない。せやけども、私がここに補正予算書として書かれていますので、1,700万の根拠のもとになった件数、会社数は何件かと。法人数は何件かという質問ですので、その質問に答えていただければ結構です。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 根拠になったというのは、特に大きいのは1社でございまして、昨年の状況を見ていまして、あと数件が今の状況ですと還付の対象になるんじゃないかという数社が、想像というのか、今のこの状況ですので、そういうことでちょっと含みを持たせてのということで上げさせていただきました。

○山田議長 ちょっと待ってください。税務課長、1社プラスあと何社かということをお答えいただけますか。

税務課長。

○小川税務課長 大体2社ほどです、今のところは。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう還付が出てくるだろうということで計上されているんだと思いますが、そうしますと、そのことをきちっと答弁をいただいて、その上で去年の実績は何社だったのでしょうか。還付の、この年度における還付。先ほど40社余りというように答弁されていますので、40社かなというように思います。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 先ほど40社と言ったのは、一応決算の事業年度の法人が40社ということで、ちょっと今、資料としては去年の還付をした法人というのを把握しておりませんので申しわけございませんけれども、よろしくをお願いします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 それが正確に確定したら議会の方に報告いただければ、きょうで閉会になりますので、いいと思いますので、お願いしたいと思います。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 9月に議会等もありますので、そのときにまたどういう状況かということも説明させていただきます。

○山田議長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回、臨時議会であり、そして、限定的な補正予算という範囲でありまして、やむを得ない、また、企業の実績から見てマイナスの決算を計上するところが増えているという1つのあらわれだというように思います。そのことを受けとめて、議案として賛成の討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第30号は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

山崎町長。

○山崎町長 21年度の第2回臨時議会を招集いたしまして、1日の会期でありましたけど、提案いたしました4議案、すべて原案どおり認定をいただきました。いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございます。速やかに事業、業務の執行に努めますとともに、いただきました意見につきましては行政に反映すべく、検討を進めてまいりたいというように思います。

本日は、どうもありがとうございます。

○山田議長 これをもって、平成21年第2回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時43分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 藤 堂 与三郎